

被災した家屋等の解体、撤去 (公費解体・自費解体)のお知らせ

1 被災家屋等の公費による解体・撤去について

被災家屋等の所有者の申請により、相良村が解体・撤去いたします。

< 対象 >

- 「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」のり災証明書が発行された家屋
- 以上と同等と判定された附属家（例：倉庫など）

※家屋内に残っている家具・家電製品などは、原則として片づけておいてください。

※被災家屋等の一部のみの解体や、リフォームはできません。

2 被災家屋等の自費による解体・撤去について

自費で被災家屋等の解体・撤去を行った場合、相良村に費用の支払い（償還）を申請することができます。

< 対象 > ※上記1と同じ

- 「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」のり災証明書が発行された家屋
- 以上と同等と判定された附属家（例：倉庫など）

※相良村の基準により算定した金額と申請者が解体業者に支払った金額の
いざれか低い方をお支払い（償還）します。

そのため、解体・撤去費用が全額償還できない場合があります。

※解体前・解体中・解体後の状況を写真に撮っておいてください。

※不当に高額な費用を請求するなどの悪質な業者にご注意ください。

※自費による解体を予定されている方は、必ず事前に相良村役場に
ご相談ください。

3 申請受付について

期間：令和2年8月24日（月）から令和2年12月28日（月）まで

時間：午前9時から午後4時30分まで ※平日のみの受付となります。

場所：相良村役場村民ホール

問い合わせ：相良村役場保健福祉課 0966-35-1032

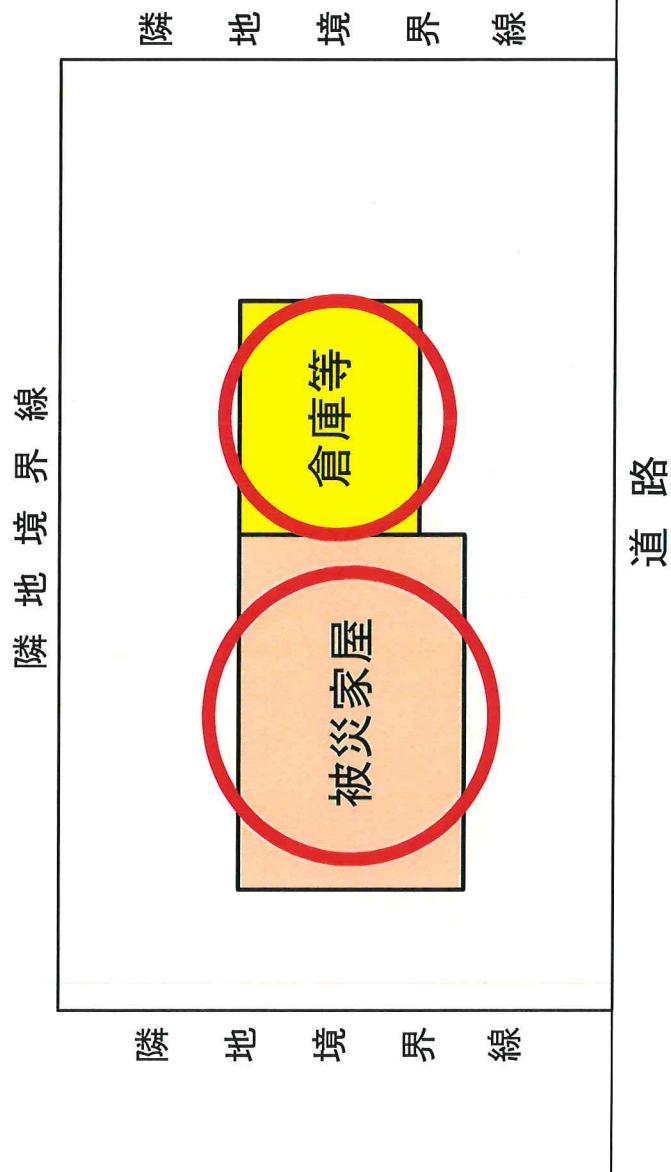
公費解体と自費解体

これから解体・撤去の方法を選択される方へ…

	メリット	デメリット
公費解体	・一時的にも費用負担が発生しない。	・書類受付から解体作業までに時間を要する。
自費解体	・早く解体作業を実施できる。	・一時的な費用負担が発生する。 ・全額償還されない場合がある。

被災家屋等以外の対象建物 参考図①

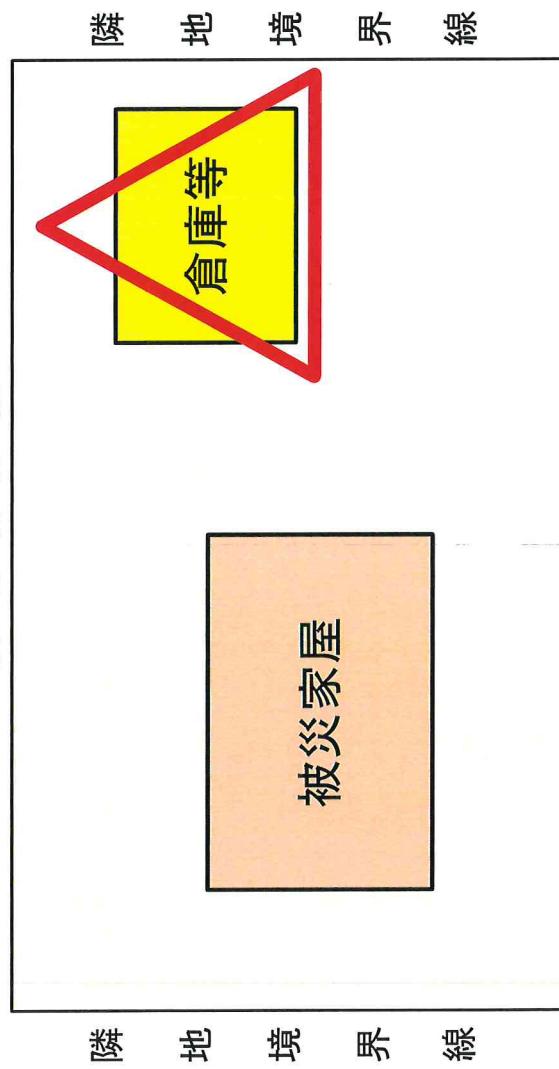
【ケース1】被災家屋に倉庫等が隣接している場合



○判定を受けていない倉庫等の建物について、隣接(屋根が接続等)しているものは、**被災家屋と一体的に解体します。**

被災家屋等以外の対象建物 参考図②

【ケース2】被災家屋と倉庫等が離れている場合

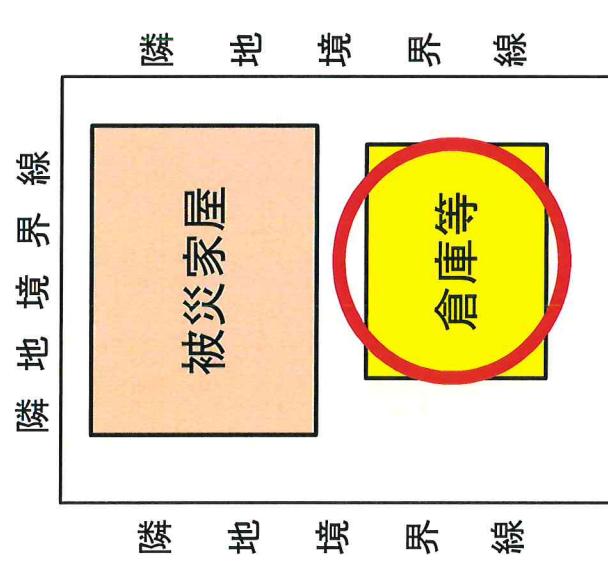


道 路

△判定を受けたない倉庫等の建物について、被災家屋と離れた位置にあり、
被災家屋の解体工事の支障にならないものは、基本的に解体の対象外です。
ただし、現地調査の結果、半壊以上とみなされれば解体対象となります。

被災家屋等以外の対象建物 参考図③

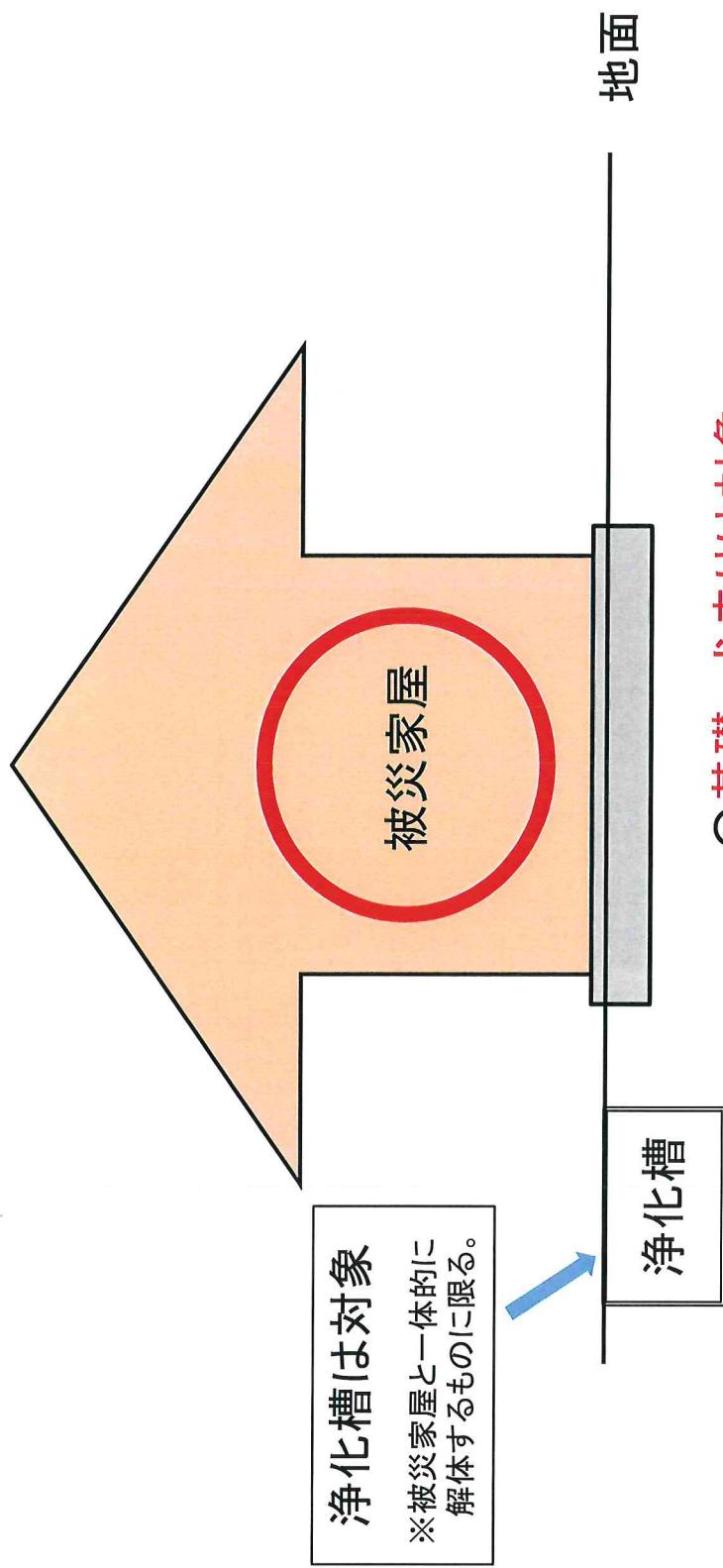
【ケース3】倉庫等が敷地入口にあり、被災家屋の解体に支障が出る場合



- 被災家屋の解体に支障(重機進入の妨げ)となるものについでは、
被災家屋と一体的に解体します。

被災家屋等の解体の対象範囲

【地下埋設物の解体の対象範囲について】



- 基礎、大走りは対象。
× 基礎杭、地下室は対象外。

※汲み取り、消毒は解体着工までに行うこと。

公費解体 受付～解体・撤去までの流れ

①、③、⑥については、書類作成、提出や立会いをお願いします。



【受付開始】

令和2年8月24日(月)
9:00～16:30
相良村役場村民ホール

※必要書類がすべて整い、審査が完了した方から順番に解体工事の調整を行います。

自費解体 受付～解体・撤去までの流れ

①、⑥については、書類の作成、提出をお願いします。



※必要書類がすべて整い、審査が完了した方がいら
順番に現地調査を進め、償還額を算定し、支払い
を行います。

トラブルを避けるため
解体工事の発注前に
役場へご相談ください。